

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 3年10月 1日 至 令和 4年 9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 秀英会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県大村市諏訪一丁目 750 番地 2

(3) 設立認可年月日 平成 17年 3月 25日

(4) 設立登記年月日 平成 17年 4月 8日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	谷口 育秀	管理者
理 事	谷口 英美	
監 事	谷口 育洋	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	谷口整形外科	長崎県大村市諏訪一丁目 750 番地 2	一般病床 無床 療養病床 無床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

該当なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 11月 18日 令和 2 年度事業報告及び報告書類承認

令和 3年 12月 12日 理事辞任及び監事辞任・改選の決定

令和 4年 9月 30日 令和 4 年度の事業計画及び収支予算の決定

令和 4 年度理事報酬総額及び理事報酬の決定

様式3-2

法人名 医療法人 秀英会

※医療法人整理番号

所在地 大村市諏訪1丁目750番地2

貸借対照表

(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	205,325	I 流動負債	832
II 固定資産	19,843	負債合計	832
1 有形固定資産	19,811	純資産の部	
2 その他の資産	32	科目	金額
		I 出資金	5,290
		II 積立金	219,046
		純資産合計	224,336
資産合計	225,168	負債・純資産合計	225,168

様式4-2

法人名 医療法人 秀英会

※医療法人整理番号

所在地 大村市諏訪1丁目750番地2

損 益 計 算 書

(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	93,783
2 事業費用	95,576
事業損失	-1,793
II 事業外収益	688
経常損失	-1,105
税引前当期純損失	-1,105
法人税等	82
当期純損失	-1,187

様式 2

法人名 医療法人 秀英会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市諏訪1丁目750番地2

財 産 目 録
(令和 4年 9月 30日現在)

1. 資 産 額	225,168 千円
2. 負 債 額	832 千円
3. 純 資 産 額	224,336 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	205,325
B 固 定 資 産	19,843
C 資 産 合 計 (A+B)	225,168
D 負 債 合 計	832
E 純 資 産 (C-D)	224,336

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人 秀英会
理事長 谷口 育秀 殿

私は、医療法人 秀英会 の令和3年会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月16日

医療法人 秀英会
監事 谷口 育洋

